

佐賀県漁港小規模事業実施要綱

第1 目 的

佐賀県漁港小規模事業は、沿岸漁業の構造改善を促進して沿岸漁業の発展及び沿岸漁業従事者の地位の向上を図るため、国の補助事業に合致しない漁港施設、漁港海岸保全施設の維持補強若しくは局部的な改良工事を行い、漁業の振興に資することを目的とする。

第2 事業主体

市町

第3 事業の対象

対象施設

外郭施設・・・防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、水門、堤防等
係留施設・・・岸壁、物揚場、浮棧橋、係船杭、船揚場等
水域施設・・・航路、泊地等
輸送施設・・・道路、橋梁等
＊漁港施設用地は対象外とする。

第4 採択要件

次の要件をすべて満たすもので、国庫補助事業の対象とならないもの。

- (1) 当該漁港の利用漁船数が10隻以上であること。
- (2) 市町が事業費の3/8以上を負担するもの。
- (3) 1漁港の工事費が300万円以上1,000万円未満のもの。

なお、合併等を行った漁港については、旧漁港単位で1漁港として取り扱うことができる。

第5 補 助

県は次に掲げる費用につき、市町に対して補助するものとする。

本工事費、測量及び試験費

第6 事業の採択手続

- (1) 市町長は、第3に掲げる事業につき補助金の交付を受けようとするときは、様式1により実施計画書（別紙様式1及び別紙様式2）を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、市町長から提出された前記要望表を審査のうえ、予算の範囲内で事業の採択を決定し、これを市町長に通知するものとする。

第7 事業の計画変更手続

事業内容を変更する場合は、佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要綱に基づいて処理する。

第8 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

番
年
月
日

佐賀県知事 あて

市町長名

〇〇年度〇〇漁港小規模事業実施計画書の提出について

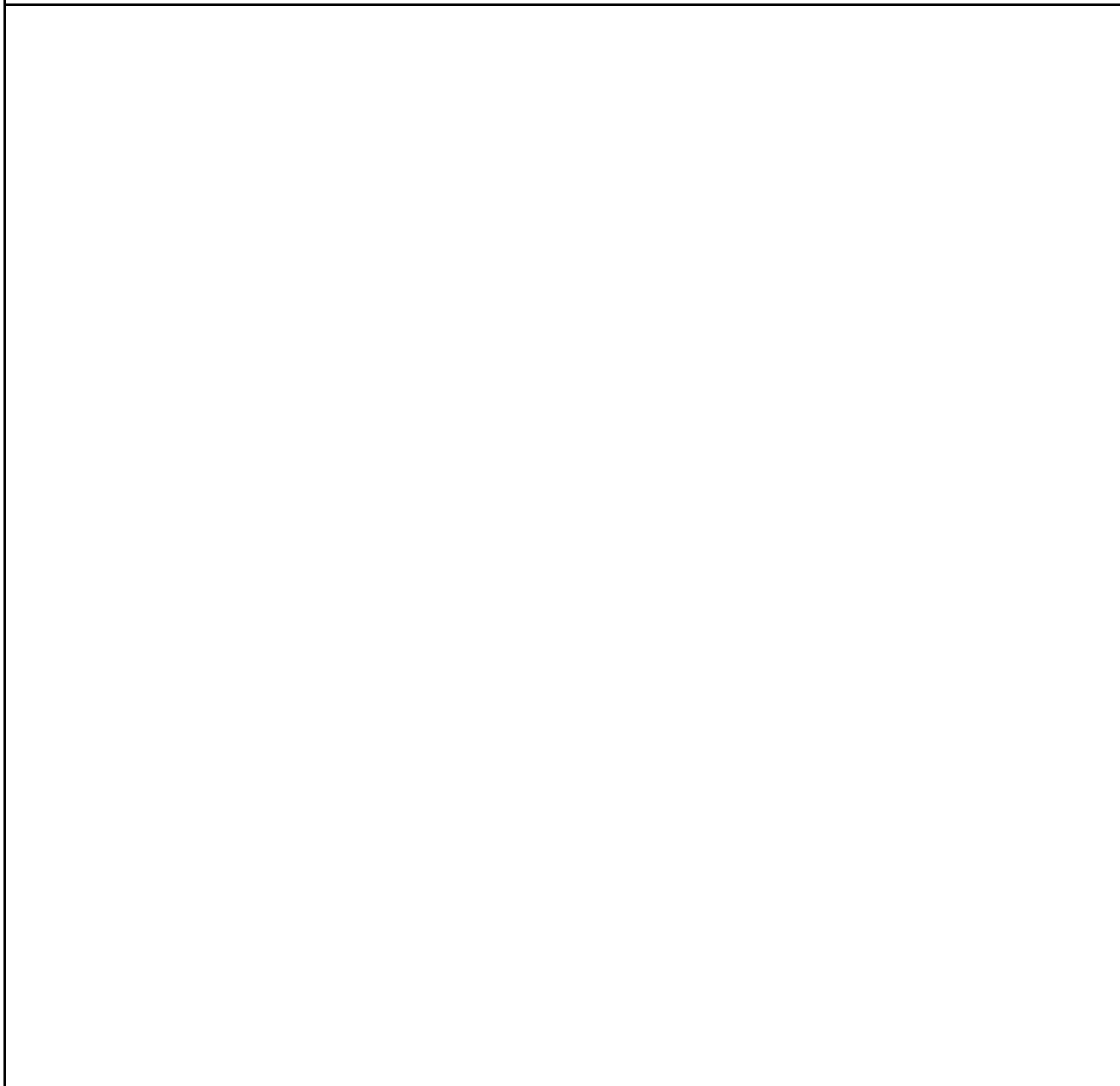
〇〇年度において、別添のとおり、〇〇漁港小規模事業を実施したいので、実施要綱第 6 (1) の規定により実施計画書を提出します。

〇〇年度 〇〇漁港小規模事業 事業計画書

別紙様式－1

[illegible]

計 画 平 面 図



標 準 断 面 図

